

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管 理 部 会 計 課 長 大 倉 盛 之

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
航空装備研究所試験研究施設の維持管理業務	仕様書のとおり		防衛装備庁航空装備研究所	令和6年3月29日

説 明 会 なし。

3 入 札

- ① 日 時 令和5年3月7日（火）14時00分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金

- ① 入札保証金……………免除
② 契約保証金……………免除

7 入 札 の 無 効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無

有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等

役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

(1) 郵便入札の可否 可

(2) 郵便入札方法

書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。

(3) 郵送する書類等

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書

(4) 封筒について

前項(2)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

(5) 入札の回数

郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。

(6) 入札の無効

郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(7) その他留意事項

郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和5年3月6日(月)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和5年3月6日(月)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和5年3月6日(月)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)662 担当:内海

防衛装備庁仕様書			1 / 7
品 件 名	航空装備研究所試験研究施設の 維持管理業務	仕様書番号	G A B 3 - J A - 0 0 3
		作成年月日	令和 4年12月20日
		作成部課名	管理部会計課

1 適用範囲

この仕様書は、防衛装備庁航空装備研究所の試験研究施設の維持管理業務（以下「本役務」という。）について規定する。

2 関連文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲においてこの仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

(1) 労働基準法（昭和22年4月7日法律第22号）

3 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、防衛装備庁航空装備研究所における試験研究施設について、点検を行い軽微な不具合の補修を行うとともに、営繕業務全般に係る各種の書類作成等の事務を行うものである。

(2) 役務期間

役務期間は、令和5年4月3日から令和6年3月29日までの間（土、日、祝祭日及び閉庁日は除く。）とし、役務時間は、08：30～17：15の間を基準とする。

(3) 役務の内容

次の作業について、関係規則及び防衛装備庁航空装備研究所が保有する関係書類を理解し、計画的、効率的かつ安全に関係部署と緊密に連絡・調整を図り実施するものとし、詳細については、別紙1及び別紙2のとおりとする。

ア 試験研究施設の維持管理業務

(ア) 施設点検

(イ) 設備（エレベーター、給排水、空調等）点検（電気設備は除く。）

(ウ) (ア) 及び (イ) に係る不具合箇所の補修

(エ) 施設使用者から不具合報告があった場合の点検及び補修

イ その他国有財産管理等に係る事務等

(ア) 国有財産台帳の整理

(イ) 完成図書等の整理

(ウ) 施設整備費の計画に係る事務

(エ) 施設整備費の執行に係る事務

(オ) 各所修繕等の計画に係る事務

(カ) 各所修繕等の執行に係る事務

(キ) 各種報告資料等の作成

(ク) 国有財産に関する現況確認及び調整業務

(4) 役務従事者数

1名

4 役務実施場所

防衛装備庁 航空装備研究所

5 作業者の資格

作業者は、以下の資格等を有すること。

- (1) 普通自動車運転免許
- (2) パソコンのワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、メールを使用できること。
- (3) 施設及び設備（電気設備は除く）の営繕並びに当該営繕に係る事務に関する知見又はこれに準ずる知見を有すること。
- (4) 日本国籍を有すること。

6 提出書類

契約相手方は表に示す書類を官に提出するものとする。

表

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	第 5 項各号を証する書面の写し	1 部	契約後速やかに	通門証用顔写真（上半身、正面向、脱帽、縦3cm×横2.4cm、カラー）2枚を含む。
2	業務実施予定表（役務従事者名簿を含む）	1 部		
3	点検結果報告書	1 部	検査実施前	その都度
4	作業報告書	1 部		役務完了届に添付

7 検査

日々の作業内容について、その都度、官が確認する。

8 その他

- (1) 本役務に必要な機材等及び消耗品は、官が貸与又は支給するものとする。
- (2) 本役務の実施に当たっては、官と密接な連絡を保ち、良好な成果が得られるように努めるものとする。
- (3) 本役務による発生材は、契約相手方の責任において適切に廃棄・処分するものとする。
- (4) 契約相手方は、役務中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (5) 本役務において知り得た内容は、外部に漏らしてはならないものとする。
- (6) 勤務中は、常に身分証明書を携行するものとする。
- (7) この仕様書に示す場所を除き、各建物及び室内に単独で立ち入らないものとする。
なお、この仕様書に示す場所以外の建物及び室内に立ち入る必要が生じた場合は、管理者等の了解を得るとともに、管理者等立ち会いのもと立ち入るものとする。
- (8) 本役務の役務従事者が病気等により役務を実施できない場合は、代理の役務従事者に業務を当たらせるものとする。
- (9) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

作 業 項 目	作 業 内 容
ア 試験研究施設の維持管理業務	
(ア) 施設点検	付紙に示す各建物の内外（屋上を含む。）について、概ね1か月に1回程度、見回りによる目視点検を行い、点検結果について適宜、官に報告する。異常を発見した時は速やかに官に報告する。
(イ) 設備（エレベーター、給排水、空調等）点検（電気設備は除く）	付紙に示す建物の付帯設備及び屋外給水設備について、概ね1か月に1回程度、見回りによる目視点検を行い、点検結果について適宜、官に報告する。異常を発見した時は速やかに官に報告する。
(ウ) (ア) 及び (イ) に係る不具合箇所の補修	上記(ア) 及び(イ) の結果、不具合箇所があった場合に、軽微なものについて補修を行う。
(エ) 施設使用者から不具合報告があった場合の点検及び補修	施設使用者から不具合報告等があった場合に、現場を確認し、不具合の状況について官に報告するとともに、軽微なものについて補修を行う。
イ その他国有財産管理等に係る事務等	
(ア) 国有財産台帳の整理	国有財産台帳の記入、編綴、整理を行う。
(イ) 完成図書等の整理	完成図書類の整理整頓を行う。
(ウ) 施設整備費の計画に係る事務	施設整備費の新設又は改修等の計画に関する資料作成を行う。
(エ) 施設整備費の執行に係る事務	施設整備費の執行に伴う、設計要望書等の資料作成を行う。
(オ) 各所修繕等の計画に係る事務	各所修繕等の計画に伴う資料作成を行う。
(カ) 各所修繕等の執行に係る事務	各所修繕等の執行に伴う資料作成を行う。
(キ) 各種報告資料等の作成	本庁への報告資料、東京都への報告資料、請求払明細書等各種報告資料等の作成を行う。
(ク) 国有財産に関する現況確認及び調整業務	航空装備研究所が維持管理する各種国有財産に関する現況確認及び調整業務に伴う資料作成を行う。

年間業務予定(施設・環境保全)

区分	項目	時期	1/4				2/4				3/4				4/4				備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
環境保全関係	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告		—															4/15まで	
	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画			—														5月末まで	
	東京都地球温暖化防止対策資料提出									—								11月末まで	
	環境保全事項の報告		—			—			—			—						4半期毎本部へ	
	PCB保管状況				—													東京都(本部含む)	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等について					—												7/15まで	
	特定化学物質使用装備品等の調査		—															4/10まで	
国有財産関係	ばい煙排出量調査報告					—												東京都	
	CO2排出量等報告		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	毎月(本部へ提出)	
	施設整備工事設計要望資料作成																	2/15まで	
	庁舎等の使用現況及び見込調査																		
	国有財産等所在市町村交付金の算定等に係る資料			—														北関東防衛局、該当なし	
	国有財産(施設)使用状況表		—	—														管財係	
	局ヒアリング			—						—								年2回(春ヒア:航装研、秋ヒア:局)	
その他	国有財産(建物・工作物)の用途廃止																	取こわし工事前	
	国有財産(建物・工作物)取こわし工事台帳登録資料																	取こわし工事完了後	
	国有財産の異動について																	局からの通知後。管財係	
	自衛隊施設の使用実態等調査											—						2年に1回依頼がある。	
	国有財産(建物)の使用許可											—	—					自販機の設置許可【5年に1回】 業者→庶務係→用度係	
	新設・解体に伴う手続き																	消防署等への手続き	
	工事現場対応																	定例会議の出席等	
その他	施設機器等の修理対応																		
	産業廃棄物管理票交付等状況報告																		
	電気料金明細書作成		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	東京都(用度係が報告)	
	ガス料金明細書作成		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	毎月の上旬	
	下水道料金明細書作成		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	毎月の上旬	
その他	次年度要求資料作成																	隔月の上旬	
																		施設・環境・宿舍	

航空装備研究所建物一覧表

棟番号	建 物 名 称	延㎡	棟番号	建 物 名 称	延㎡
301	特殊機試験場	708.60	335	管理棟	2,050.00
302	特殊機整備場	1,204.09	336	油圧源室	54.00
304	機体強度試験室	1,153.44	337	機械室	20.00
305	第2機体強度試験場	2,928.13	340	ポンプ室	8.84
307	油圧試験室	407.37	342	ポンプ室	30.55
312	原動機試験場	1,199.99	343	ポンプ室	13.25
315	環境飛しょう体総合試験室	2,741.65	344	フレオタンク	22.04
316	サーボ補機試験場	500.52	346	ポンプ室	15.40
317	燃焼試験室	258.59	347	ポンプ室	7.31
319	倉庫	5.98	348	渡廊下	13.00
320	倉庫	61.75	349	特高受電所	637.50
322	風洞試験室	1,196.16	350	エンジン研究センター	2,603.06
323	動力室	80.80	351	ポンプ室	20.00
324	遠心加速度試験室	354.00	352	油脂庫	30.00
326	油脂庫	70.00	353	自転車置場	13.23
327	計測解析センター	1,454.66	354	物品管理倉庫	249.50
328	総合誘導試験場	2,731.38	355	エンジン試験器材整備場	837.48
329	原動機構造強度試験場	1,301.16			
330	精密機器試験場	1,274.13			
332	ロケット推進研究センター	1,103.40			
333	解析センター	1,350.00			
334	低速風洞	736.35			

点検結果報告書（ 月分）

	点 検 項 目 等
1	施設点検 異常の有無 有 ・ 無
2	設備（エレベーター、給排水、空調等）点検（電気設備は除く） 異常の有無 有 ・ 無
3	上記、異常が「有」場合の処置 棟 番 号 : 異常箇所 : 異常の状況 : 処置の状況 :
令和 年 月 日 (会社名) (氏 名)	

会社名等：

[illegible]